

新入学(園)児と高齢者の 交通事故防止運動

平成29年3月15日(水)~4月15日(土)

入学おめでとう



- ① 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ② 高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 通学・通園路を中心とした交通危険箇所での安全確保(保護誘導活動)の推進



高知県交通安全シンボルマーク

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課 交通安全対策室 TEL 077 (528) 3682

この印刷物は再生紙を利用しています。

滋賀県交通戦略課

検索

と検索して下さい。



新入学（園）児の交通事故防止

～子どもたちに「正しい交通ルール」を教えましょう～



自宅を中心として生活を送っていた子どもたちが、社会に出ているいろいろな人たちと共に生活を始めます。

社会生活の中で大切なことは「ルールを守る」ことです。保護者の方や地域の皆様は、子どもたちの手本となるように、一度交通ルールを見直し、正しい交通ルールを教えましょう。

通学路を通行する際は、子どもたちにやさしい運転を

春になると新入学児童が通学路を歩きます。朝夕の時間帯はできる限り**通学路を避けて通行**するようにしましょう。

もし通学路を通行して子どもたちを見かけた際は、子どもたちの動きに十分注意して、安全運転に努めましょう。



《 通学路の見分け方 》

通学路の多くに「**グリーンベルト**」と呼ばれる路面標示がされています。ここでは、主に小学校の通学路として指定されています。



これがグリーンベルトです!!

高齢者の交通事故防止

～高齢者が「被害者・加害者となる交通事故」から守りましょう～

高齢者の方が被害に遭われる交通事故の割合は、年々増加傾向にあります。地域ぐるみで交通事故から「**高齢者を守る**」ため、保護誘導活動や高齢者にやさしい運転を心がけましょう。



高齢者が加害者とならない交通事故防止について

車を運転する高齢者の皆様、「**年はとったが車の運転は大丈夫**」と考えていませんか。その過信が大きな交通事故を招きます。

運転する際は、交通ルールを必ず守り、体調がすぐれないときは運転を控えましょう。また**運転免許証の自主返納**も検討しましょう。



75歳以上の高齢者を対象とした「新たな高齢者講習制度」について

平成29年3月12日より、道路交通法が一部改正されます。改正内容は75歳以上の方が対象となる「臨時認知機能検査・臨時高齢者講習」等についてです。詳しくは右のQRコードからご覧いただくほか、滋賀県交通戦略課、または、運転免許センターへお問い合わせ下さい。

